

再 申 入 書

令和7年3月4日

〒004-0839

札幌市清田区新栄648-2

三和物流サービス株式会社 御中

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦

TEL:011-221-5884/FAX:011-221-5887

前略

当法人が三和物流サービス株式会社（以下「貴社」とします。）に送付した令和6年7月30日付申入書兼照会書（以下「申入書」といいます。）に対する、貴社からの令和6年8月30日付回答書（以下「回答書」といいます。）を受けて、当法人は、貴社に対し、以下のとおり再度の申入れをします。

第1 再申入れの趣旨

1 本契約条項第4条、第12条、第14条、第16条について

当法人からの指摘箇所を修正した旨、承知・確認いたしました。

概ね、当法人の申入れの趣旨をご理解いただけたものと存じますので、これらの条項に関する申入れ協議はこれをもって終了させていただきます。

ただし、消費者より情報提供がなされた場合には、必要に応じて貴社に対する再度の申入れをさせていただくことがございますので、その旨、予めご承知置きください。

2 下記第2の1及び2記載の修正された各条項につき、当法人は、貴社に対し、当該各条項の使用中止又は再修正を申し入れます。

第2 再申入れの理由

1 本契約条項第3条について

- (1) 貴社からの回答書によりますと、本契約条項第3条について、「期間満了日から返還日までの日数に応じた延長料金をお支払いいただきます。」との文言に修正するものとされています。
- (2) しかしながら、修正後の文言には、延長料金が発生する期間について、「返還日まで」とするのみで、その他の制限がございません。すなわち、賃借人は、貴社に対してレンタル商品を返還するまでの間、無制限に延滞料金を支払う義務を負うこととなります。本来、レンタル商品が約定の期限までに返還されない場合、賃貸人である貴社側の対応としては、返却されない商品と同等の商品を市場から再調達することで、当該商品を再レンタルすることができないことに伴う損害を回避することが可能です。換言すれば、消費者である賃借人が本来負うべき義務もその範囲に限られます。
- (3) したがって、修正後の本契約条項3条につきましては、消費者と事業者との間に存する情報・交渉力の格差を背景として、任意規定によって消費者が本来負うこととなる義務を加重し、信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で消費者の利益を侵害するものといえ、消費者契約法第10条にいう「・・・民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」といえます。
- (4) 以上より、ご提示いただいた修正後の本契約条項第3条は、依然として、消費者契約法第10条の規定に違反する無効な契約条項といえますので、申入れの趣旨に記載したとおり、修正後の本契約条項第3条につき使用中止又は修正を申し入れます。

2 本契約条項第11条について

- (1) 貴社から回答を頂いた修正後の本契約条項第11条を前提にしますと、貴社は、故意または重大な過失が存する場合でない限り、レンタル料の払戻し以外の一切の責任を免れることとなります。すなわち、貴社の過失が軽過失に過ぎない場合、貴社は、レンタル料の払戻し以外の一切の責任を免れることとなります。

(2) しかしながら、レンタル商品について、構造上の欠陥、修理の不履行、代替品の不提供があることは、賃貸人の賃借人に対する債務不履行に他ならないところ、本来、賃貸人が債務不履行に基づく契約上の責任を免れるのは、当該債務不履行が不可抗力に基づくなど、賃貸人に帰責性がないことが立証された場合に限られます。

それにもかかわらず、修正後の当該条項によりますと、債務不履行について貴社に軽過失がある場合にも、貴社はレンタル料の払戻し以外の一切の責任を免れることとなります。

(3) したがいまして、提示いただいた修正内容は、消費者と事業者との間にある情報・交渉力の格差を背景として、任意規定によって消費者が本来有しているはずの利益を、信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害するものといえ、消費者契約法第10条にいう「・・・民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」といえます。

(4) 以上より、ご提示いただいた修正後の本契約条項第11条は、依然として消費者契約法第10条の規定に違反する無効な契約条項といえますので、申入れの趣旨に記載したとおり、修正後の本件契約第11条の使用中止又は修正を申し入れます。

第3 回答の期限など

以上の申入れに対する貴社のお考えと照会への回答を、令和7年4月7日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。

なお、貴社からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のため、当法人のウェブサイト等において公表させていただきますので、その旨、あらかじめ申し添えます。

早々